

## 平成29年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」に係る支援企業募集要領

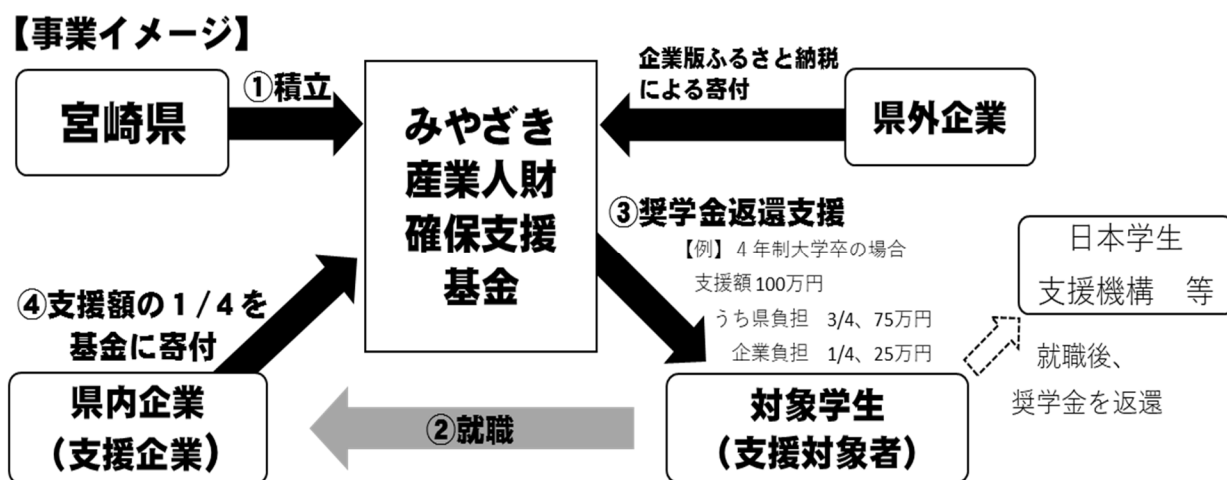
### 1 趣旨

若者の宮崎県内の企業等への就職を促進し、本県からの人口流出を抑止することにより、今後の地域や産業の担い手を確保し、本県経済の活性化による真の地方創生の実現を図る必要があります。

また、県内の大学等に在籍する学生の奨学金貸与率は5割を超えており、若者の県内定着を促進する上では、奨学金の返還支援が重要な課題となっております。

そこで、宮崎県では、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施することとし、本事業の趣旨に賛同し、県とともに奨学金返還の支援を行う企業等(以下、「支援企業」という。)を募集することとしました。

### 2 本事業のイメージ



### 3 支援企業

本事業へ参画できる企業は、県内に主たる事業所を有する企業等又は宮崎県外に主たる事業所を有し、県内勤務に限定した採用枠を有する企業等のうち、支援対象者を雇用するものとしします。

ただし、次に該当する企業は参画できません。

- (1) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる企業等又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる企業等
- (2) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)を滞納している企業等
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している企業等又は特別徴収を開始することを誓約した企業等
- (4) 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業等
- (5) 労働関係法規等の法令に違反している企業等
- (6) その他、本事業の信頼を損なうおそれのある企業等

#### 4 奨学金返還支援の流れ

##### (1) 返還支援対象者

本事業の支援の対象となる者（以下、「支援対象者」という。）は、支援企業に正規雇用により就職する予定のある大学等（大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む）、専修学校専門課程をいう。）の在学生又は既卒者とします。

##### (2) 支援対象奨学金

本事業の対象となる奨学金は、日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金、宮崎県奨学会奨学金とします。

##### (3) 支援対象者の決定

支援対象者については、下表1のとおり、平成29年度から36年度までの8か年にわたって、申請のあった者の中から毎年度40名、計320名を選考し、決定します。

##### (4) 返還支援金の交付

本事業による返還支援金の額は、支援対象者が借り入れた奨学金の返還総額のうち元本相当額の二分の一以内とし、県は、交付申請のあった学生等に対し、本事業の支援企業に就職してから一定期間が経過した時点において、下表2に定めるとおり返還支援金を交付します。

なお、支援企業は、県が支援対象者に対して交付する返還支援額のうち、四分の一に相当する額を負担していただくこととなります。

（表1）各年度の支援対象決定人数及び返還支援スケジュール

年度		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
地方創生 生 卒 外	平成30年度就職者	40人	☆	◎		◎		◎							
	平成31年度 "		40人	☆	◎		◎		◎						
	平成32年度 "			40人	☆	◎		◎		◎					
	平成33年度 "				40人	☆	◎		◎		◎				
地方創生 生 卒	平成34年度 "					40人	☆	◎		◎		◎			
	平成35年度 "						40人	☆	◎		◎		◎		
	平成36年度 "							40人	☆	◎		◎		◎	
	平成37年度 "								40人	☆	◎		◎		◎

☆…就職年度 ◎…返還支援金支給年度

（表2）返還支援限度額及び交付額

	支援限度額 (千円)	交付額		
		一年経過時	三年経過時	五年経過時
大学院・6年制大学	1,500	返還総額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還総額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還総額の二分の一又は支援限度額のいずれか低い方の額から、一年経過時及び三年経過時に交付した額の合計を控除して得た額
4年制大学	1,000			
短大・高専・専修学校専門課程	500			

（支援の例）4年制大学を卒業した支援対象者に対し100万円の返還支援を行う場合

1年経過時： 30万円（うち支援企業負担分7.5万円）

3年経過時： 30万円（うち支援企業負担分7.5万円）

5年経過時： 40万円（うち支援企業負担分10万円）

合 計：100万円（うち支援企業負担分25万円）

## 5 参画の要件

本事業に参画するための要件は次のとおりです。

- (1) 支援企業は、支援対象者を採用し、一定期間（1年間、3年間、5年間）継続して雇用したときに、返還支援金の額の四分の一に相当する額を県に支払っていただきます。
- (2) 支援企業は、本制度を適用して採用する人数枠を超えて支援対象者を採用することができます。ただし、本制度を適用せずに採用する場合は、必ず本人の同意を得てください。
- (3) 支援企業は、原則として企業説明会やインターンシップ等による積極的な情報発信を行い、支援対象者が大学等在学中に企業研究を行う機会を設けるように努めてください。
- (4) 支援企業は、支援対象者が就職後に県に提出する状況報告や、返還支援金交付申請に必要な在職証明書の発行に御協力ください。
- (5) 支援企業は、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の学生への周知に努めてください。

## 6 参画の申込み

本制度の趣旨に賛同し、宮崎県とともに奨学金の返還支援を行う企業等は、下記提出先に次の書類一式を提出してください。（郵送可）

- (1) ひなた創生のための奨学金返還支援企業参画申請書
- (2) 誓約書（添付書類1）
- (3) 特別徴収実施確認・開始誓約書（添付書類2）
- (4) 県の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く）

## 7 参画申込書提出期限

平成29年6月30日（金）

## 8 今後のスケジュール（平成30年度採用者）

- (1) 支援企業認定 平成29年7月
- (2) 支援対象者募集 平成29年8月～平成30年2月
- (3) 支援対象者決定 平成30年3月

## 9 参画上の注意事項

各年度において、本制度を適用して採用する人数枠の合計が支援対象人数を上回っている場合、本制度を適用可能な人数について調整させていただく場合があります。

## 10 問合せ先・提出先

宮崎県 総合政策部 産業政策課 産学官連携推進担当

電話：0985-26-7967

FAX：0985-26-0047

E-mail：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

ホームページ：「CHOICE!-みやざきではたらく-」 <http://choice-miyazaki.com/>